

堺市南区選挙管理委員会告示第 6 号

投票区の設置（平成19年南区選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月3日

堺市南区選挙管理委員会
委員長 赤木 嶺 夫

投票区を定める表第1投票区の項中「及び三木閉、豊田」を「、三木閉又は豊田」に改め、同表第3投票区の項中「4番地1、13番地7、108番地1、」を削り、「限る。）」の次に「、梅、豊田（327番地1及び327番地3、1165番地1、1169番地5及び1169番地6、1177番地1、1181番地、1186番地3、1193番地2、1199番地3、1224番地1並びに1225番地2に限る。）」を加え、同表第4投票区の項中「及び三木閉」を「、三木閉又は豊田（15番地2から15番地50まで、27番地2から27番地7まで、45番地1から45番地6まで、570番地2及び570番地3並びに571番地2に限る。）」に改め、同表第16投票区の項を次のように改める。

第16投票区	原山台各丁
--------	-------

附 則

この告示は、告示の日から施行する。